

一般社団法人山形県病院薬剤師会定款細則

(入会等手続き)

第1条 正会員、特別会員及び賛助会員の入会、退会、変更に関する届出は本会に直接行わなければならない。

2 前項による届出の本会会員名簿への登載・修正・削除は本会が届出を受理した日とする。

(会費)

第2条 定款第7条に定める会費は次の通りとする。

- (1) 正会員会費：12,000円（年会費）
- (2) 特別会員会費：12,000円（年会費）
- (3) 賛助会員会費：20,000円（年会費）

2 正会員、特別会員及び賛助会員の会費の納入は本会に直接行わなければならない。

(役員候補者)

第3条 役員候補者は次の者とする。

- (1) 理事：本会の業務に精通した者
- (2) 監事：本会の業務に精通した者及び関係法令及び会計制度に精通した者

(地区)

第4条 本会に別表1により区分されたエリアを定める。

2 エリア内にエリアマネージャーを置く。エリアマネージャーは、理事の中から会長が選出する。

(会務執行部及び委員会等)

第5条 会務執行部の所管事項は別表2に定める。

2 委員会の所管事項は別表3に定める。

3 本会の目的の実現のため、理事会の補助機関として会務執行部、常置委員会以外の補助機関が必要な場合は、理事会の承認を得て、特別委員会、検討会等を設置することができる。ただし、当該補助機関の目的が達成された場合は、理事会の承認を得て解散するものとする。

(表彰)

第6条 会長は本会の目的の実現に功績のあった者について表彰を行うことができる。

(助成)

第7条 会長は会務の遂行に必要と認めた事項について助成を行うことができる。

(旅費)

第8条 会長は会務の遂行のために要した旅費を支給することができる。

(公傷見舞金)

第9条 会長は必要と認めたとき見舞金を支給することができる。

(慶弔)

第10条 会長は必要と認めたとき慶弔を行うことができる。

(改廃)

第11条 本細則の改廃は総会において行うことができる。

附則

この定款細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条において準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

一部改正 令和5年5月20日

別表1（第4条関係）

エリア	庄内、最上、村山、山形、置賜
-----	----------------

別表2（第5条第1項関係）

部局の種類	担当事項
事務局	<p>(総務) 事業の企画、会務の管理、庶務、涉外事務に関する事項、病院、診療所、介護保険施設の薬剤師に関する法制度等に関する調査研究及び企画立案に関する事項</p> <p>(財務) 予算、財産の管理、会計に関する事項</p> <p>(組織) 会員の増加対策、会員名簿の整備、病院、診療所、介護保険施設の薬剤師の待遇改善、都道府県病院薬剤師会との連携に関する事項</p> <p>(広報) 会の活動及び方針の会員及び外部への広報実務、本会出版物の編集発行に関する事項</p>

別表3（第5第2項関係）

常置委員会	担当事項	
広報委員会	広報に関する事項	
医療安全推進委員会	医療安全・医薬品安全管理に関する事項	
薬剤業務委員会	医師等の医療従事者との連携、病院薬剤師の改善に関する事項	
地域医療連携委員会	病院・診療所・介護施設・保険薬局等との連携、他職種連携等の推進に関する事項	
中小病院・療養病床・診療所委員会	中小病院・療養病床・診療所における諸課題の調査研究及び企画立案に関する事項	
生涯研修委員会	生涯研修に関する事項	
薬学教育委員会	実務実習を含む薬学生の卒前教育に関する事項	
災害対策委員会	災害対策に関する事項	
学術委員会	学術に関する事項	
専門委員会	がん領域部門	がん領域に関する事項
	緩和領域部門	緩和領域に関する事項
	感染制御部門	感染制御に関する事項
	精神科部門	精神科領域に関する事項
	周産期部門	周産期領域に関する事項
	糖尿病関連領域部門	糖尿病関連領域に関する事項
選挙管理委員会	選挙管理に関する事項	